

H2 設計変更

初版 平成22年7月

改定 平成25年4月

【請負契約約款の改訂事項を修正】

設計変更について

1 公共工事標準請負契約約款での設計変更の取扱い

(1) 契約の原則

請負契約の本旨は、受注者が発注者の示した図面、仕様書等の設計図番に基づいて工事を施工することにある。標準約款第1条第1項では、発注者、受注者双方が当初の工事の請負契約の履行に関して、この約款（契約書を含む）に基づき、設計図書に従うことを明らかにしている。

(2) 設計変更に関する事項

工事目的物や仮設についての施工条件が異なる等の理由で既契約どおり施工できないために設計図書の内容を変更せざるを得なくなる場合や、諸般の理由により工事が追加されたり、工事が中止される場合がある。

土木工事においては、これらは避けられないことであるから、標準約款の中に設計図書の変更等の手続きに関する規定が盛り込まれている。これに関係する条文としては、次のものが挙げられる。

第18条 条件変更等

第19条 設計図書の変更

第20条 工事の中止

第21条 受注者の請求による工期の延長

第22条 発注者の請求による工期の短縮等

第23条 工期の変更方法

第24条 請負代金額の変更方法等

第30条 請負代金額の変更に代える設計図書の変更

これらのうち、契約当初と事情が変わり、設計図書を変更せざるを得なくなった場合に関するものとして第18条を、また発注者の意思により設計図書を変更する場合に関するものとして第19条を、工事の中止に関するものとして第20条を、さらに受注者の請求による工期の延長に関して第21条を条文で示し簡単な説明を加える。

ア) 第18条では、設計図書の表示が不明確な場合、設計図書と工事現場の状態が異なる場合、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない場合、工事の施工条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等における受注者及び発注者のとるべき措置について規定されている。

第1項では、本条を適用すべき条件変更の事実が第1号から第5号まで列挙され受注者の監督員への通知義務及び確認請求義務について規定されている。

第2項では、監督員は条件変更の事実についての調査を受注者の立会の上で直ちに行うことを、また第3項では、発注者は受注者の意見を聴いて調査結果をとりまとめ、調査終了後一定期間以内に指示を含めた調査結果を受注者に通知することが規定されている。

この場合の指示は、規定全般の趣旨からみて再調査等事実の確認に関するもの、あるいは、とりあえずの工事の中止、応急措置等の当面の措置に関するものと解されている。

第4項では、第1項の事実が発注者及び受注者の間において確認された場合において、その事実が設計図書の訂正又は変更の必要があると認められるときの発注者と受注者間の対応について規定されている。設計図事は発注者が作成するものであるから、その訂正や変更は発注者が行うのは当然である。工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更については、受注者の意見をも十分考慮して定める必要があるので協議して発注者が行うとされている。

第5項では第4項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合、発注者は客観的に必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は必要な費用を負担しなければならないことが明示されている。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して去るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
発注者が行う。
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
発注者が行う。
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

イ) 第 19 条では、発注者は、自らの意思で設計図書を変更できること及びその場合の工期又は請負代金額の変更等について規定されている。設計変更する場合には発注者は設計図書の変更内容を受注者に通知しなければならないとされている。

発注者の意思により工事数量が変更される場合は、この条文が適用される。

発注者は、自己の都合により設計図書を変更することができるが、その場合には、発注者と受注者の契約関係のバランスをとることが要請されるため、工期又は請負代金額の変更を行うのが当然であるとされている。

(設計図書の変更)

第 19 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

ウ) 第 20 条では、発注者が用地の確保ができないとき等一定の場合には、発注者は工事の中止内容を受注者に通知して工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならないこと、また、発注者はこの場合以外でも任意に工事の中止を命じられることが規定されるとともに、工事が中止された場合の工期又は請負代金額の変更等について規定されている。

(工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

エ) 第 21 条では、受注者は、受注者の責に帰すことができない事由によって工期内に工事を完成することができない場合には、工期の延長を請求できることが規定されている。

なお、受注者の責に帰すことができない事由として、天候の不良に加え、第 2 条の関連工事の調整への協力が例示されているが、これには不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって発注者と受注者の双方の責に帰すことができないもの。）や監督員の失火による火災、監督員が立

会いや見本検査に不当に応じず工期延長が必要となった場合など、発注者の帰責事由によるものも含まれる。

本条は請負代金額の変更を伴わない工期の変更（いわゆる無償延長）を認める趣旨の規定とされている。平成 22 年度の改正前は、第 2 項が規定されていなかったため、発注者の帰責事由により工期の延長に至る場合にも無償延長を認める規定となっていたが、契約当事者間の対等性確保を推進するため、見直しがされたものである。発注者は、受注者の申出が不当な場合を除き延長に応じなければならない。また、工期の延長が発注者の帰責事由による場合には、請負代金の変更又は受注者の損害に対する費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

以上の設計変更等に伴う工期若しくは請負代金額の変更手続きは第 23 条、及び第 24 条にまとめて規程されている。なお、請負代金額の変更に代える設計図書の変更手続きは第 30 条に規定されている。

設計変更手続きの流れについては、実際に適用される標準約款の条項によって、いくつかのパターンに分かれる。

ここでは、「条件変更」のケースについて、標準約款第 18 条に基づいた手続きの流れを図 1-1 に図示する。

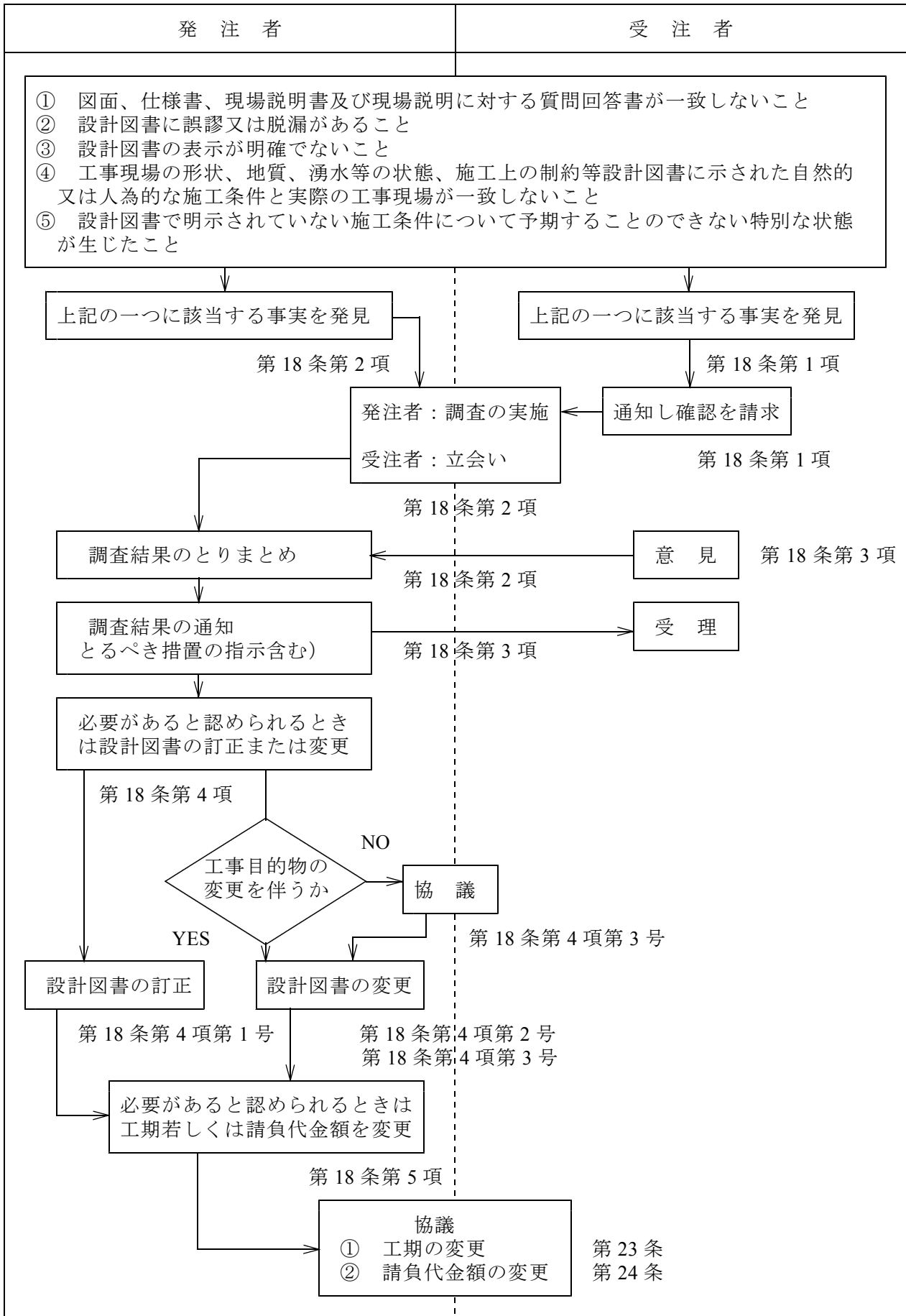


図 1 - 1 条件変更に伴う設計変更手続きの流れ

2 工事内容の変更と設計変更

(1) 工事内容の変更の流れ

土木工事は、複雑な施工条件のもとに実施され、しかも、それらが絶えず変化するという特性を有する。このため、設計上想定していることと異なる状態が発生した場合には、やむを得ず工事内容の変更が必要となる場合がある。

しかしながら、受注者の施工条件に対する状況判断の甘さや施工上の不手際等により、設計上想定している状態と変わってくることも起こり得る。工事内容の変更が当初施工条件の不確定要素によるものか否かを見極める必要があることは言うまでもない。

工事の施工途中で工事内容を変更する必要がある場合は、一般に図2-1のような流れになる。

「工事内容の変更」の中には、作業工程の変更や一般的な足場工の変更のように、設計図書に特別の定めがないものに関し、受注者が自主的判断のもとに変更するものと、設計図書の訂正又は変更に関わるものの2種類がある。

本書では、後者の設計図書の訂正又は変更に関わるもののうち次節で述べる一部を除き設計変更と呼ぶ。なお、「設計図書」の内容については、次節で触れることにする。

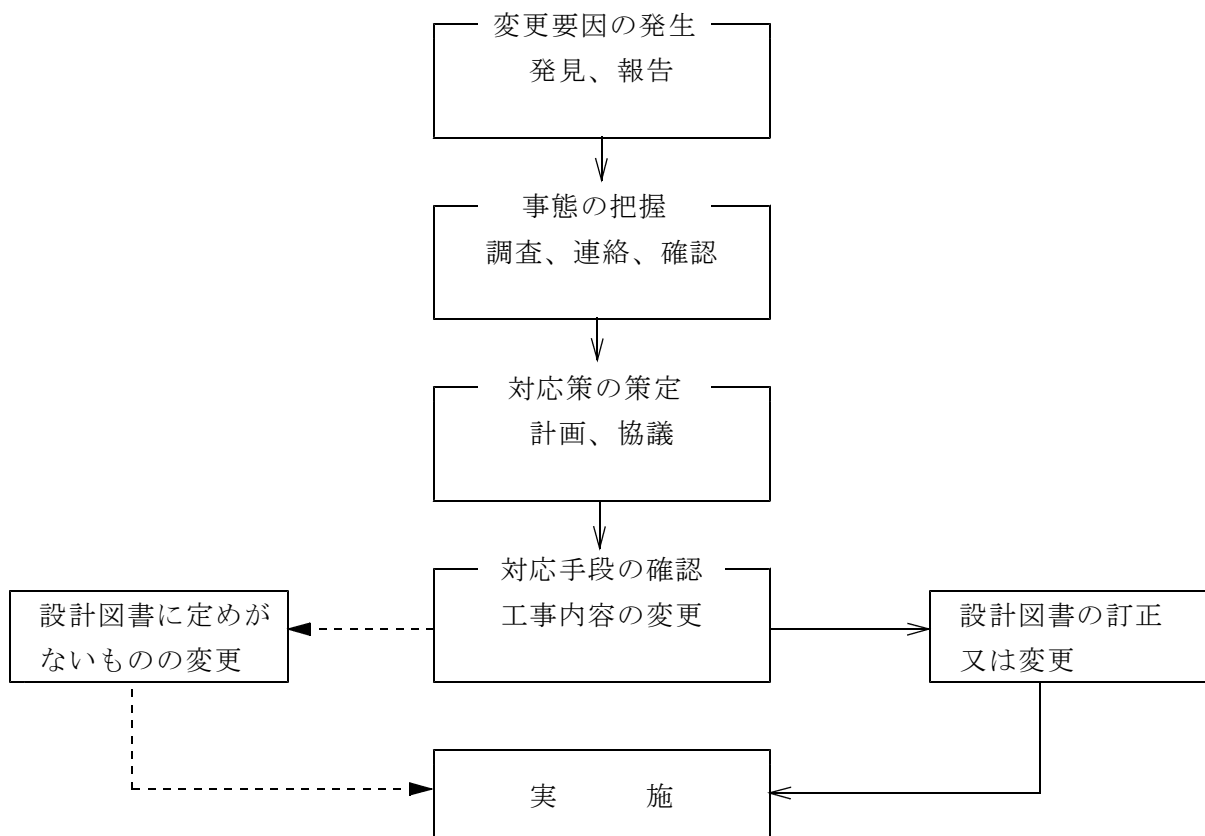


図2-1 工事内容の変更の流れ

本書で取り扱う事例の具体的な変更内容は以下のとおりである。

- ① 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更
- ② 工事目的物の追加
- ③ 施工数量の増減

④ 施工方法等（施工場所、施工時間、工法）の変更

⑤ 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

なお、⑤についても設計図書（特記仕様書）の変更がされているのが一般的であり、他の設計変更事例と同様に取り上げることにした。

(2) 設計変更と契約変更

ここで、設計変更と契約変更との関連について述べておく。

設計変更、契約変更という用語はあまり厳密に使い分けられずに用いられている。

昭和 44 年東北地方建設局長からの照会に対して官房長からの回答「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」で言及されている。これによれば設計変更は「工事請負標準契約書の規定により図面又は仕様書（土木工事にあつては、金額を記載しない設計書を含む）を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することをいう。」とされている。

また、公共工事標準請負契約約款の第 1 条には、「約款」（契約書も含む）と「設計図書」の 2 種類の契約書類を掲げており、さらに「設計図書」とは「別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう」とされている。

これらを踏まえ、本書では「契約変更を前提として、設計図書の内容を変更すること」を「設計変更」とし、設計変更を伴う場合も伴わない場合も含め、「契約の内容を変更すること」を「契約変更」と呼ぶことにする。

実態上は契約変更には設計変更を伴うケースがほとんどを占めるが若干の例外もある。例えば賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更には設計図書の変更は伴わない。

また、「設計図書の変更」が行われても、設計表示単位に満たない図面の変更など契約変更の対象とされない場合は、「設計変更」とはいわないこととする。

なお、通常の入札契約形態において、工期はその工事全体に共通する「条件」あるいは「仕様」のように扱われるため、特記仕様書（設計図書）に記されているのが一般的である。工期の変更の際しても変更特記仕様書（設計図書）にその旨が明記されている例が多い。

これらの関係は、図 2-2 のように表わすことができる。

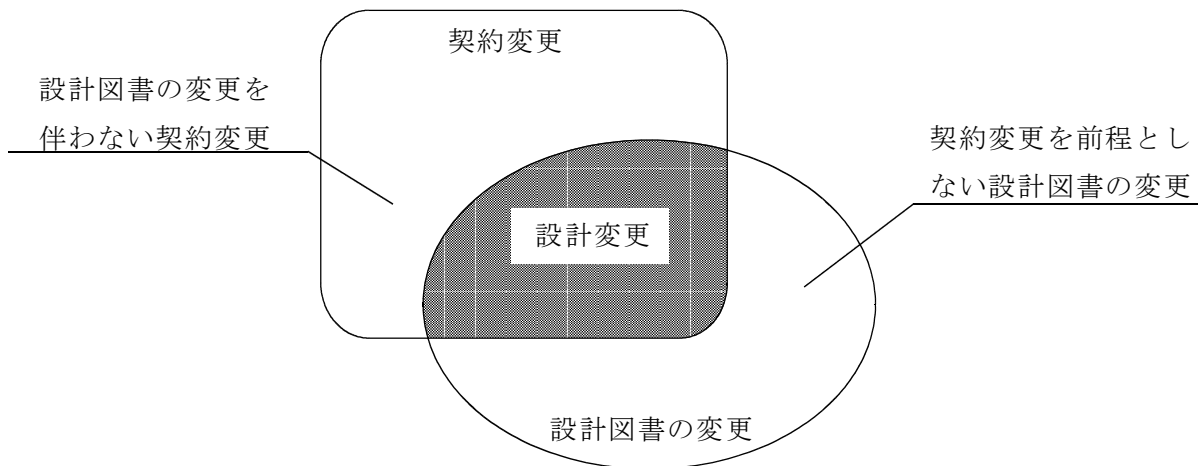


図 2-2 設計変更と契約変更の関係